

令和8年度第1回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時	令和8年7月6日（月） 午前10時00分～午前10時43分
場 所	八千代市上下水道局 2階 大会議室
議 題	1 会長・副会長の選出について 2 個人情報保護制度の運用状況について（報告） 3 個人情報の漏えい事案について（報告）
出席委員	伊藤会長，三木副会長，栗根委員，入江委員，大段委員， 高見澤委員，日名子委員，曲沼委員
出席職員	長寿支援課 井上課長，足谷副主幹 障害者支援課 石川課長，高根主査，真下主査補
出席事務局職員	法務課 高橋課長，熊井主幹，富田主査補，櫻井主事
公開又は非公開の別	公開
傍聴人数	0人（定員5人）

○熊井法務課主幹 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。私は、法務課主幹の熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本審議会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条の規定により、会議の全部を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、御了知くださいますようお願いいたします。

続きまして、開会にあたり総務部長の小倉よりご挨拶を申し上げるところでございますが、所用により出席ができないことから、次長の加瀬よりご挨拶申し上げます。

(総務部次長挨拶)

○熊井法務課主幹 大変恐縮ではございますが、次長につきましては、公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

(総務部次長退室)

○熊井法務課主幹 続きまして、議題に入る前に、今回が委員改選後、初めての開催となりますので、まず委員の皆さまに自己紹介をお願いしたく存じます。その後、事務局職員の紹介をさせていただきます。おそれいりますが、栗根委員から反時計回りの順番でお願いいたします。

(委員自己紹介)

○熊井法務課主幹 続いて、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

○熊井法務課主幹 それでは議題1「会長・副会長の選出について」に入らせていただきます。現在、議長を務めていただく会長が不在の状態でございます。つきましては、会長が選出されるまでの間、事務局を代表いたしまして、高橋法務課長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高橋法務課長 それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます法務課長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は8人であります。委員数の半数に達しておりますので、これより令和8年度第1回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めますので、御了承願います。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

議題1は、「会長・副会長の選出について」でございます。八千代市個人情報保護法施行細則第23条では、会長・副会長は委員の互選により定めることとなっております。

ます。どなたか立候補または御推薦の方はいらっしゃいませんか。

○大段委員 委員として、また専門家としても十分な実績、経験を兼ね備えており、これまで会長職を担っていただいた伊藤委員を推選します。

○高橋法務課長 ただいま、大段委員から、伊藤委員の推選をいただきましたが、皆様、御異議ありませんか。

(委員了承)

○高橋法務課長 それでは、伊藤委員が会長に就任されました。
伊藤会長、就任の御挨拶をお願いいたします。

(伊藤会長挨拶)

○高橋法務課長 会長が決定しましたので、これ以降は会長が議長となり、会議を進行していただきます。

(伊藤会長が議長席に移動)

○伊藤議長 続きまして、副会長の互選を行います。副会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

(立候補者なし)

○伊藤議長 いらっしゃらないようですので、私から、前期でも副会長をお願いしておりました三木委員を推選させていただきたいのですが、皆様、御異議ありませんか。

(異議なし)

○伊藤議長 それでは、三木委員が副会長に就任されました。三木副会長、就任の御挨拶をお願いいたします。

(三木副会長挨拶)

○伊藤議長 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。それでは、副会長席へ御移動をお願いいたします。

(三木副会長が副会長席に移動)

○伊藤議長 議題2に入る前に、事務局より本日の会議資料の確認をお願いします。

○富田法務課主査補 私から、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第、ホチキス止めの議題2 資料「個人情報保護制度の運用状況について」、議題3 資料「個人情報の漏えい事案について」、参考資料となります。資料の不足はないでしょうか。

なお、各資料につきましては、ページ番号を記載しておりますので、事務局で議題の説明をする際にページ番号で該当箇所をお示ししますのでよろしくお願いいたします。

以上となります。

○伊藤議長 それでは、議題2「個人情報保護制度の運用状況について」引き続き、事務局より説明をお願いします。

○富田法務課主査補 それでは私から、議題2「個人情報保護制度の運用状況について」令和7年度分の報告をいたします。

おそれいりますが、着座にて失礼いたします。

初めに、個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿の登録状況について御説明いたします。議題2の資料1ページを御覧ください。

まず、個人情報取扱事務登録簿、個人情報ファイル簿とは、市の機関が個人情報の収集、保管及び利用状況等を明らかにすることを目的として事務ごとに作成した帳簿で、一般に閲覧できるようにしているものです。個人情報取扱事務登録簿は、八千代市個人情報保護法施行条例第3条に基づき、人数にかかわらず作成するもので、個人情報ファイル簿は、個人情報の保護に関する法律、（以降は「法」と申し上げます。）第75条に基づき、取り扱う個人情報の数が1,000人を超えた段階で作成するものとなります。

それでは、それぞれの作成状況についてですが、①個人情報取扱事務登録簿の作成件数につきましては、令和6年度末時点で596件であったところ、令和7年度末時点で618件となります。増加要因としましては、事務の細分化や新たな事務が発生したことによるものです。

②の個人情報ファイル簿の作成状況につきましては、令和6年度末時点で119件でしたが、令和7年度末時点では、120件となります。

続きまして、保有個人情報開示請求の処理状況についてご説明いたします。2ページを御覧ください。①の令和7年度においては、請求が23件となりますが、処理状況といたしましては、取下げを除いた開示決定件数は25件となります。請求件数と処理件数の不一致につきましては、1件の請求に対し複数の所属が開示決定を行ったこと等により、生じたものとなります。なお、保有個人情報に関する訂正、削除、中止の請求はございませんでした。

続きまして、下段の②を御覧ください。

先ほどの開示請求に対し、部分開示決定等の不開示とした事由の内訳となっており、該当保有個人情報の不存在を除いて、開示請求の対象となる保有個人情報に、法第78条の第1号から第7号までに該当する不開示情報が含まれている場合は、該当箇所の黒塗り、又は保有個人情報全部を不開示として処理します。令和7年度の開示請求においては、相談記録の開示を求めるものが多かったことから、第2号の「第三者の個人に関する情報」、第7号の「事務又は事業に関する情報」が主な不開示事由となりました。なお、参考資料4が、保有個人情報の開示請求一覧となりますので、後ほど、御確認いただければと思います。また、資料にはございませんが、令和6年度に行った文書不存在を理由とする不開示処分を不服とする審査請求があり、八千代市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行った事案がございます。なお、本件については、当該審査会での審議は終結しております。

続きまして、個人情報の目的外利用及び外部提供の実績について、御説明いたします。

個人情報の目的外利用とは、当初の利用目的以外の目的のために保有個人情報を行政機関の内部で利用することであり、外部提供とは、当初の利用目的以外の目的のために保有個人情報を異なる行政機関等に提供することをいいます。

個人情報の目的外利用及び提供につきましては、法第69条第1項により、行政機関の長等は、法令等に基づく場合を除き、本来の利用目的以外で保有する個人情報を利用、提供してはならないことが規定されており、法令等に基づかない場合は、法第69条第2項第1号の本人の同意があるとき、第2号の行政機関内部で利用することに相当の理由があるとき、第3号の他の行政機関等へ提供することに相当の理由があるとき、第4号の明らかに本人の利益になるときなどや提供することに特別の理由があるときのいずれかに該当すれば、利用、提供ができることとされています。

本市の運用といたしましては、法第69条第2項各号に基づく、目的外利用及び外部提供を行う際は、都度、起案を行うこととし、情報公開班や関係各課の合議を必要とすることにより、業務の適正化に努めております。

資料3ページを御覧ください。個人情報の目的外利用及び外部提供の処理状況となりますが、令和7年度の目的外利用の総件数は956件、外部提供の総件数は87件でした。目的外利用の内訳といたしましては、市長部局で952件、教育委員会で4件、外部提供につきましては、市長部局で73件、教育委員会で2件、農業委員会で5件、消防長で5件、事業管理者で2件でした。

具体的な事案につきましては、参考資料の 11 ページ以降の資料 5, 6 を御覧ください。提供元となる所属課、事務の名称、取り扱う記録項目及び主な提供先等をまとめております。

資料 5 の目的外利用状況の内、利用頻度が高いものとしたしましては、法第 69 条第 2 項第 2 号の行政機関内部で利用するものが多く、その中でも、住民基本台帳事務、生活支援事務、個人住民税・森林環境税賦課事務で取得した個人情報、福祉関係や税金関係等の事務で利用するケースが多数を占めております。また、参考資料の 19 ページの資料 6、外部提供状況につきましては、法第 69 条第 2 項第 3 号の他の行政機関等へ提供することに相当の理由があるものが多く、その中でも、住民基本台帳事務、河川及び地域排水路用地取得事務、都市計画街路事務で取得した個人情報を、就学関係の事務や地価の判定事務等に利用するための提供が多い状況です。なお、「明らかに本人の利益になるとき」に該当する第 4 号に基づく提供につきましては、火災原因調査事務のため、八千代市社会福祉協議会と日本赤十字社へ提供したものがございました。

議題 2 の報告は以上となります。

○伊藤議長 ただいまの事務局の説明について、御質問等ございましたらお願いいたします。

(質問なし)

○伊藤議長 それでは議題 2 についてはこれで終了といたします。

○伊藤議長 次に、議題 3 「個人情報の漏えい事案について」事務局より説明をお願いいたします。

(担当課入室)

○富田法務課主査補 事務局より、議題 3 「個人情報の漏えい事案について」説明いたします。

お手元の資料の議題 3 「個人情報の漏えい事案について」を御覧ください。

こちらの一覧は令和 7 年度に個人情報保護委員会へ報告を行った漏えい事案になります。個人情報保護委員会への報告につきましては、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、漏えいした情報に要配慮個人情報が含まれている場合や、漏えいした個人情報に係る本人の数が 100 人を超える場合等が対象となります。

今回、報告させていただく事案の詳細につきましては、事案一覧の番号順に、各担

当課より説明させていただきます。

それでは、事案１について、長寿支援課から報告いたします。

○井上長寿支援課長 長寿支援課の井上です。私から事案１について御報告させていただきます。

事案の件名につきましては、避難行動要支援者名簿の誤送付ということになります。発生部署は長寿支援課になります。

判明日につきましては、令和７年７月２９日になります。

概要といたしましては、令和７年３月１４日、災害発生時に自治会による支援を希望される方から、避難行動要支援者登録申請書兼情報提供同意書及び個別避難計画を受理した後、職員の誤解から、同申請書内に記載がありました自治会名を、別の自治会名に手書きで修正を行い、当該情報のまま、データ作成を行いました。同年６月９日、個人情報の外部提供に同意済の避難行動要支援者が所属する自治会との情報連携を図るため、当該情報を含む要支援者名簿を各自治会に送付させていただきました。

この際、誤った内容でデータを作成していたため、本来所属する自治会に送付されず、別の自治会に送付されたことにより、情報漏えいということになりました。

また、同年１０月７日、先に発生した誤送付を受けて、新たに自治会マップというインターネット上に公表されている八千代市内の自治会の情報との照合事務を加えまして、登録済の要支援者全員の所属自治会の確認を行いましたところ、新たに１件、相違があることが発覚いたしました。

当該自治会にも要支援者名簿を送付済みであったため、こちらも情報漏えいということになりました。

判明した経緯といたしましては、令和７年７月２９日に誤送付した自治会の会長様から、要支援者名簿に自治会に所属していない、要支援者及び当該支援者の緊急連絡先となっている御長女様の情報が記載されている旨の連絡があり、確認したところ誤入力があったことが発覚いたしました。

また１０月７日の件につきましては、新たに実施した自治会マップとの照合事務により、別の対象者の誤入力も発覚したものでございます。

漏えいした個人情報の概要といたしましては、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急連絡先メールアドレス、要介護度、病歴、使用している福祉用具となります。

漏えいした個人情報の件数といたしましては、４件でございます。

発生原因といたしましては、申請書の内容について、本人の記述や口頭での確認のみで処理しておりまして、二重確認や他の確認手段を用いていなかったことによります。

発生時の対応といたしましては、誤送付先の自治会長様に対しまして、自治会の他の役員の方々の、目に触れないようにしていただくようお願いいたしまして、名簿を回収させていただきました。また、本人及び緊急連絡先となっている御長女様に対しまして、経緯の説明と謝罪を行いました。

講じた再発防止策といたしましては、申請書内容のデータ入力を行う際に、自治会マップを利用し、対象者の住所から所属する自治会の突合を行い、相違が生じた場合につきましては、本人及び本人関係者に確認の上、処理を行うということにいたしました。以上でございます。

○伊藤議長 ただいまの説明について、御質問、御意見がある場合はお願いいたします。

○日名子委員 委員の日名子と申します。発生の原因で、職員の誤解から名簿を修正したとあるんですけれども、申請書は、その支援を求める方が御自身で書いて出すものという理解でよろしいでしょうか。

○井上長寿支援課長 そのとおりです。

○日名子委員 御本人が書いた申請書をどのような誤解から修正したんですか。

○井上長寿支援課長 修正した職員はすでに他部署へ異動しておりますが、そちらの職員に確認しましたが、なぜ修正したのかは覚えていないということでした。

○日名子委員 御本人が書いたものでないのであれば間違いもあるのかなと思いますが、御本人が書いたものをなぜ修正したのかが分からないと再発防止策を考えようがないのではないかと思いますので。

○井上長寿支援課長 それについては、自治会マップというものがございますので、住所で検索しますと、入力した住所の所属する自治会のエリアが表示されるので、自

自治会マップと記載内容に相違が生じた場合は、再確認するという事で対応いたします。

職員の方で、その後、また直してしまったらもう確認のしようがないんですけども、自治会マップとの照合事務を必ず行い、確認後の自治会名を登録するという事務処理に変えさせていただきましたので、今後は変更後の事務処理を行えば、間違いないと考えております。

○日名子委員 ありがとうございました。

○三木委員 元々、頻繁に自治会の書き間違い自体があったのかをまずお聞きしたいんですけども。

○井上長寿支援課長 自治会の書き間違いは、最初に申し上げた職員が行なったものは、今回が初めてなんですけれども、申請書に誤った自治会が記載されていることは、これまで2、3件程度はございまして、隣の自治会名が書かれていることがありました。自治会マップで突合すれば、確実に直せますので、今後は大丈夫だと考えています。

○三木委員 そうすると、今回自治会マップとの照合をすることにしたという説明をいただきましたけれども、従前はどのようにしていたんですか。

○井上長寿支援課長 従前については、申請書の記載とおり、そのまま登録させていただいておりました。

○三木委員 そうすると別の自治会に、情報を渡してしまうことが発生していたということですか。

○井上長寿支援課長 そうですね。それは、ございました。それが10月7日に判明した2件目の個人情報の漏えいになりまして、自治会マップと照合しないまま登録していた情報を、改めて自治会マップと照合したところ、自治会マップの内容と相違があるものが1件あることが発覚しました。御本人様に確認したところ、御本人様も自分の所属自治会は申請書に記載されている内容で御認識されていたのですが、市の調

べで、他の自治会ではないかと申し上げたところ、誤っていたことを御理解されて、直させていただいたものがございました。

その方の情報につきましては、すでに、誤った自治会の方に送付させていただいたので、個人情報の漏えい事案として処理しました。

○三木委員 そうすると昨年の6月9日以前には、支援者名簿を送付されてないということですか。

○井上長寿支援課長 6月9日以前にも、毎年送付させていただいておりました。要支援者の方々が災害時に、安否の確認ですとか自治会の方で行っていただけるという、そういう自治会様につきましては、名簿を毎年送付させていただいておりますので、以前も起きていたのかなというところはございますが、今回、登録済の方を全件自治会マップと照合しましたら、1件発覚となりましたが、今はもうそういったところはないと考えております。

○三木委員 そうすると過去にお送りしたものについては、間違った情報が含まれていた可能性があるということですか。

○井上長寿支援課長 そうですね。毎年送付している中で1件、10月7日に発覚した方については、毎年違う自治会に送っていたという可能性がございます。

○三木委員 そうするとそれも含めて、何か対応されたんですか。

○井上長寿支援課長 10月7日に発覚しました、そちらの方につきましては、正しい自治会の方に情報を送付しました。また、今まで、誤って送付していた自治会の会長様には、経緯等を説明させていただきました。

○三木委員 毎年更新される名簿だと思うんですけども、過去の名簿について、どうする等の取決めはございますか。

○井上長寿支援課長 過去の名簿につきましては、回収させていただき、新しいものと差し替えるようにしています。

○三木委員 そうすると手元に誤った情報が残ることはないということですか。

○井上長寿支援課長 はい。ございません。

○三木委員 あと発覚したのが7月29日で、突合を行ったのが10月7日というのは結構時間が空いたなという印象を率直に受けるんですが、これはなぜ10月になって突合を行ったんですか。

○井上長寿支援課長 担当者も順次確認していったような状況でして、時間が少しかかってしまったという状況です。

○三木委員 何件くらい名簿があつたんでしょうか。

○井上長寿支援課長 400件程度となります。

○三木委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤議長 その他ございますか。その他質問等ないようですので、次の部署から説明をお願いいたします。

○富田法務課主査補 続きまして、事案2について、障害者支援課より、報告させていただきます。

○石川障害者支援課長 障害者支援課長の石川と申します。よろしくお願いします。
それでは、御説明させていただきます。

重度心身障害者医療費助成受給券の誤送付ということで、時期といたしましては、
昨年12月25日に判明したものです。

概要といたしましては、受給者Aに受給者Bの重度心身障害者医療費助成受給券
(以下「受給券」と申し上げます。)を誤送付したため、受給者の個人情報漏えい
したものです。

判明した経緯ですが、12月20日に受給者へ受給券を送付したところ、25日に

受給者Aから受給者Bの受給券が混入している旨の連絡があり、漏えいが発覚したものです。

漏えいした件数は1件、受給者Bのものです。内容といたしましては、氏名、生年月日、性別、住所、自己負担金の額、受給者番号、受給者、受給券の所持状況となっております。

発生原因ですが、1点目として、封筒の数が受給券の印刷枚数と合っているかを確認していなかったこと。2点目として、受給券送付時に、複数人による確認を行っていたが、確認方法が十分でなかったことと考えております。

発生時の対応といたしましては、直ちに受給者A宅へ訪問し、誤送付した受給券を回収し、また、受給者Bは重度の精神障害があり、単身施設に入所していることから、事案の理解が困難であったため、本年1月6日に入所施設職員に事案について報告し、情報共有を行っております。

再発防止策ですが、受給券を送付する際は、印刷枚数の確認を徹底し、重ね折りによる誤封入がないように、1枚ずつ開いて確認するとともに、郵送前に別の職員が再度同様のチェックを行うよう事務フローの見直しを行っております。

説明は以上です。

○伊藤議長 ただいまの説明について、御質問、御意見がある場合はお願いいたします。

○三木委員 ちょっと今の説明だと十分に理解できなかったもので、教えていただきたいんですけども、封筒の数が受給券の枚数と合っていなかったということなんですか。

○石川障害者支援課長 そういうことになります。受給券を8枚印刷していたのですが、その確認ができていなかったということです。

○三木委員 8枚必要だったのに、7枚しか封筒を用意していなくて、それが気づけなかったということですか。どういう状況でこの事案が発生したのか、今の説明から分らないです。重ね折りというのは2枚の受給券が1枚の封筒に入っていたということですか。

○真下障害者支援課主査補　そうです。受給券は1枚ずつ印刷されるんですが、受給券には具体的な内容が書かれていて、宛先も書かれており、今回は該当者が8人いて、それを1枚ずつ折って窓空き封筒に封入するところ、2枚重なった状態で折って、窓空き封筒に封入してしまったという状況です。

○三木委員　受給券には個人の氏名等は記載されていないんですか。

○真下障害者支援課主査補　個人名は記載されています。

○三木委員　受給券と宛名の名前を確認せず送付してしまったということですか。

○真下障害者支援課主査補　受給券の裏面に対象者の宛名が記載されておりまして、受給券を折ったときに対象者の宛名が見えるようになっています。折ってしまうと重ね折りしているかが、分からなくなってしまう。

○高見澤委員　受給券は両面刷りになっていて、受給券の対象者の宛先を裏面に印字して、窓空き封筒に封入していたってことですね。

○日名子委員　受給券の裏面には正しい宛先が印字されているけど、2枚重なった状態で折ってしまうと、一人分の宛名しか見えないってことですね。

○真下障害者支援課主査補　そうです。

○三木委員　そうすると1枚の紙に受給券と宛名が印字されているということですね。

○真下障害者支援課主査補　そうです。仮に封入者が気付かずに2枚重なってしまった状態で封入しても、確認者が気付けば問題ないんですが、確認した職員も封筒の中を開いて見なかったことから、見落としてしまったという状況です。

○日名子委員　通常より厚くなると思うのですが。

○真下障害者支援課主査補　そうです。

○三木委員 そうすると、2枚が重なっていたものを気付かずに封入してしまい、封筒が1枚足りなかったけれども、2枚を1枚の封筒に入れてしまったことで、足りているものとしてそのまま送付してしまったということですね。

○大段委員 作業効率は悪くなってしまいますが、封筒と受給券の枚数を突合するのではなく、1件1件印刷して封入するやり方は、事務効率や事務負担の観点から難しい状況なんではないでしょうか。

○真下障害者支援課主査補 1枚ずつ確実にを行う方法への事務フローの変更は検討しましたが…。

○三木委員 1枚に受給券の内容と宛名が印字されるのであれば、受給券と封筒の枚数の管理を徹底すれば同じ事案は起こらないのかなと思います。

○伊藤議長 他にはございますか。

○三木委員 ちなみに受給券の発行自体は何件程度あるんですか。

○真下障害者支援課主査補 対象者は市内で約2,000人います。8月に全体の9割程度の方の受給券を発行しておりまして、その後に保険料の変更や住所の変更等により、毎月一定程度の件数、大体10件前後を発行しています。

○三木委員 8月にかなりの枚数を発行するということですが、そちらの作業についてはどのようにされているんですか。

○真下障害者支援課主査補 8月の作業につきましては、委託業者に作業をお願いしています。

○三木委員 そうすると、イレギュラーなものは市の職員が事務処理を行っているということですね。

○真下障害者支援課主査補 はい。そうです。

○三木委員 分かりました。ありがとうございます。

○伊藤議長 他はございますか。なければ担当部署の説明はこれで終了といたします。
(担当課退出)

○伊藤議長 ありがとうございます。事務局から補足説明等がありますか。
(特になし)

○伊藤議長 その他ございますか。ないようなので議案3については、これで終了いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしましたけれども、皆様からその他何かございますでしょうか。

(特になし)

事務局の方から何かございますか。

(特になし)

ありがとうございます。それではこれで会議を閉会いたします。

皆様お忙しい中ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。